

保 護 者 様

大阪市立清江小学校
校 長 向 井 善 一

『 就 学 援 助 の 申 請 は お 済 み で し ょ う か ？ 』

《生活保護受給者もご提出ください》

就学援助制度とは、子どもたちの学習が経済的な理由により妨げられることがないように設けられた制度で、子どもたちの学校教育にかかる費用について保護者の負担を軽減するためのものです。本制度の趣旨をご理解いただき、援助を希望される方は、下記のとおり申請の手続きをお願いいたします。

記

就学援助制度の認定を受けると・・・

- ・児童費（ドリル代や遠足にかかる費用）が全て免除されます！
- ・5年美山宿泊学習、6年修学旅行については
先に積立金として費用を徴収いたしますが、実施後に費用が支給されます！
- ・学校医療券の交付が受けられます！

提出書類・・・

- ・令和2年度(2020年度)就学援助申請書兼世帯状況票
- ・申請理由を証明書する添付

証明書が必要ない申請方法（一般①申請 5月15日まで）

5月15日までに税情報の利用に同意する申請をすることによって、所得要件に関する証明書の添付が不要になります。

上記の時期を逃すと証明書類の添付が必要です。（一般②申請 6月30日まで）

申請期間・・・

- ・令和2年6月30日まで
（＊税情報の利用をされる場合は5月15日までに提出してください）

提出場所・方法 清江小学校に持参、または郵送

【郵 送 先】〒559-0013 大阪市住之江区御崎5-7-18 大阪市立清江小学校 事務室

【問い合わせ先】 清江小学校（TEL06-6686-3050）＊提出についてはこちらへ

学校運営支援センター 就学援助グループ（TEL06-6115-7653）

＊制度の内容、認否結果についてはこちらへ

＊『令和2年度(2020年度)就学援助制度のお知らせ』・『令和2年度(2020年度)就学援助申請書兼世帯状況票』等をよくお読みください。